

# 静岡県医療通訳事業利用規程

## (目的)

第1条 公益財団法人静岡県国際交流協会（以下、「甲」という。）及び医療機関（以下、「乙」という。）は、日本語能力が十分でない外国人等の患者（以下、「外国人患者」という。）が、医療現場における日本語と外国語の通訳者（以下、「医療通訳者」という。）を介して、安心して医療機関を受診できることを目的として静岡県医療通訳事業を実施する。

## (役割)

第2条 甲及び乙は、当事業において、次に掲げる業務を行うものとする。

### (1) 甲が行う業務

- ア 医療通訳者の紹介
- イ 連絡調整
- ウ 医療通訳者に対する指導及び支援
- エ その他当事業を円滑に実施するために必要な業務

### (2) 乙が行う業務

- ア 医療通訳者の利用
- イ 本業務の窓口となる担当者（以下、「窓口担当者」という。）の指定
- ウ 外国人患者に対して医療通訳者を介することへの同意の取得
- エ 医療現場における医療通訳者への指示
- オ その他当事業を円滑に実施するために必要な業務

## (事業の実施)

第3条 医療通訳者の紹介及び利用は以下のとおり実施する。

- (1) 乙が利用できる医療通訳者は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語及び英語を日本語に通訳できる者とする。ただし、これ以外の言語の医療通訳者についても、甲は可能な範囲で乙に紹介する。
- (2) 乙が医療通訳者を利用可能な時間帯は、原則として、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 紹介は日常的な診療・検査に対応する医療通訳者とし、乙が医療通訳者に支払う利用料は次の基準による。

内 容	数 量	単価(消費税込)
日常的な診察・検査に対する通訳利用料	1回(2時間以内)	3,000円
延長利用料金	1時間ごと	1,500円
交通費	往 復	実費相当額

※「数量」のうち時間数は、(10)に規定する業務時間とし、利用料の算定においては、1時間未満の端数は、1時間に切り上げるものとする。

- (4) 乙は、医療通訳者を、乙が行う医療行為の補助者と位置づける。
- (5) 乙は、事前に外国人患者の同意を得た上で、甲に対し医療通訳者の紹介を依頼する。

- (6) 乙は、原則として、医療通訳者を利用する日の3日前（土曜日、日曜日、祝日等休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までに、甲へ別に定める医療通訳紹介依頼書兼報告書（以下、「依頼書兼報告書」という。）を提出するとともに、当該依頼書兼報告書の写しを控えとして所持する。
- (7) 甲が依頼書兼報告書を受け付ける時間は、原則として、平日（土曜日、日曜日、祝日等休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (8) 甲の調整により医療通訳業務を遂行する医療通訳者は、乙における最初の業務を行う前に、別に定める医療通訳業務承諾書を乙に提出する。
- (9) 乙は、医療通訳者から医療通訳業務承諾書の提出を受けた後、当該承諾書の写しを控えとして医療通訳者に渡す。
- (10) 乙の指定した時間に、窓口担当者、医療通訳者及び外国人患者の三者で打合せを行う。
- (11) 医療通訳者の業務時間は、乙の指定した開始時間から、窓口担当者、医療通訳者及び外国人患者の三者で確認した終了時間までとする。
- (12) 乙は、紹介依頼した医療通訳者の利用を取りやめる場合は、医療通訳者の業務開始時間が午前の場合は前日の午後1時まで、医療通訳者の業務開始時間が午後の場合は前日の午後4時まで甲へ連絡するものとする。
- (13) 乙は、業務当日に外国人患者が事前に連絡なしに乙を訪れなかった等、外国人患者又は乙が原因となる利用の取りやめが発生し、医療通訳者が業務当日に予定どおり乙を訪問した場合には、(3)に規定する利用料を支払うものとする。
- (14) 乙は、医療通訳者の利用終了後、控えとして所持する依頼書兼報告書の写しに必要事項を記載して、甲に対し、速やかに報告を行う。

#### （賠償の責任）

第4条 医療通訳者の通訳過誤について、甲は、乙に対して賠償の責任を負わないものとする。また、甲、乙は医療通訳者に対して賠償請求を行わないものとする。

#### （利用手続き）

第5条 乙が当事業を利用する場合は、別に定める静岡県医療通訳事業利用同意書を甲に提出し、乙は、甲の受理後、当事業を利用することができる。

#### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、当事業の実施に際し知り得た情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。また、甲は、第三者に業務を委託するときは、この利用規程により甲が負う守秘義務を委託先にも遵守させなければならない。

#### （定めのない事項の処理）

第7条 この利用規程に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

#### 附 則

この利用規程は、平成29年9月1日から施行する。